

(6) 商 業

昭和31年度商業統計調査について

1. 調査の範囲

調査の範囲は日本標準産業分類大分類G—卸売および小売業に属する商業事業所（商店）全般にわたるものである。

但し次に掲げるものは調査から除外した。

- (1) 国および公共企業体に属するもの
- (2) 街路上にある露店、屋台、立売等
- (3) 神社の境内公園内又は広場内にある露店
- (4) 行商人、旅商人
- (5) 劇場、映画館、野球場、駅のホーム等の中にある売店
- (6) 官公庁、学校、会社、工場、病院等の中にある売店

2. 調査の方法

(1) 準備調査

調査対象を完全に把握するために商業調査員が担当区域内を巡回し商業者より所要事項をききとり、準備調査名簿に記入し調査区分を定める。

(2) 乙調査

個人商店で常用労働者を使用していないものについては準備調査と同時に調査員が調査票乙の調査事項 1~4 までを聞きとつて同票に記入したのちこれを配付し申告義務者より申告させる。

(3) 甲調査

法人組織および個人商店で常用労働者を使用している商店については調査票甲によつて申告義務者より申告させる。

3. 調査の時期および期間

昭和31年7月1日現在であるが、調査事項によつては昭和30年7月1日より31年6月30日迄の1カ年間を、または昭和31年6月1日より同月30日までの1カ月間の実績を調査した。

4. 調査事項

(1) 甲調査

商店名、商店所在地、商店の本支店別、商店の開設年、経営組織、業態、業名、売場面積、商品保管施設の面積、従業者数、資金の借入先、商品の仕入先、商品の仕入および販売方法、商品販売額、商品販売額の販売先別割合、商品手持額、手数料サービス料の収入額、営業支出額、中小企業等協同組合加入の有無

(2) 乙調査

商店名、商店所在地、業態、業名、事業主の前歴、従業者数、中小企業等協同組合加入の有無、商品販売額等、商品手持額の商品販売額に対する割合

5. 結果表利用について

- (1) この集計結果表は主要と認めた調査事項のみを県独自の立場で集計したものであくまで概数である。従つて後日通商産業省より公表する数字と若干相違する場合がある。
- (2) 本表中事業所（商店）数2以下のものについては統計法に基く秘密保護の建前から商店数のみを掲げ以下を「x」とした。また該当数字のないものは「—」で表示した。
- (3) 乙票中の手持割合は手持額に換算した。
- (4) 商品手持額は商品そのもの手持額であるから製造小売業、飲食店の手持の原材料、仕掛品、半製品等は含まない。
- (5) 29年の調査日は9月1日であり今回は7月1日現在であるので時期的に2カ月の開きがある。又前回後越境合併、都市えの吸収合併等行われたためこれによる増減もあり従つて比較対照の場合はこの点に留意されたい。